

令和7年10月（第12回）教育委員会会議事録

1. 開催の日時及び場所

令和7年10月24日（金）18:00～19:10

市役所本庁 4階 教育委員室

2. 出席委員の氏名

田村賢二郎 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

澤田 英人 委員

3. その他議場に出席した者

濱原教育部長、中村教育次長、大石教育総務課長、島谷教育総務副課長、上田教育総務係長、叶屋学校教育課長、藤井教育支援課長、吉田人権教育課長

4. 傍聴者 なし

5. 要 旨

教 育 長：ただ今から、令和7年10月24日、第12回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員の出席がありますので会議として成立していることを最初に報告します。

教 育 長：はじめに、前回9月16日開催の第11回の議事録について、ご意見等ありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、第11回の議事録について承認とさせていただきます。

教 育 長：次に、本日の議事録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は重村委員にお願いします。

教 育 長：それでは、本日の議題は、議案第11号「教育委員会の事務の点検及び評価について」の1件と、その他の事項として「宇部市人権尊重のまちづくり条例について」、「小中学校適正規模・適正配置計画について」、「寄附の報告について」の3件となります。また教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいですか。

教 育 長：異議が無いようですので、本日の議題は、全て公開とさせていただきます。はじめに、議案第11号「教育委員会の事務の点検及び評価について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：この事務の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき行うもので、令和6年度に実施した「第2期宇部市教育振興基本計画」に沿った53事業の内容について、令和7年8月の教育委員会会議において内容等をご確認いただき、ご承認をいただいています。また、学識経験者等による意見聴取については、令和7年9月25日と10月21日の計2回行い、4人の委員からご意見をいただき、お手元の資料のとおり整理しました。委員の皆様からは、事業全般に対して、教職員や教育委員会への負担が多く、効率化等が求められる中、子どもたちのために質の高い教育が提供され

ている。地域と連携し、子どもたちの未来を見据えて教職員と教育委員会が一丸となり、教育力を上げる必要がある。という評価をいただきました。また、個別事業に関する意見は、資料の5、6頁に記載しています。今後の予定としては、本日、この議案がご承認いただけましたら、12月議会で報告を行い、市ウェブサイトに掲載して公開する予定です。なお、本日の質疑につきましては、「事務の点検及び評価」の事業の内容は、既にご承認をいただいておりますので、お手元の資料5頁「(5)学識経験者の知見について」に記載されております事業の評価結果についてのご意見をお願いします。説明は以上です。

教 育 長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

教 育 長：今回の評価は、効率化の推進や地域との連携の推進等の、今後についての前向きな意見が多いように受け止めました。会議の中で委員から要望等があった内容をいくつか紹介していただけないでしょうか。

事 務 局：いじめアンケートの電子化と「ふれあい運動推進事業」の数値目標の変更についての意見がありました。いじめアンケートの電子化については、児童生徒が自分の思いを伝えることができる仕組みが大切と考えていますので、引き続き、校長会や子どもたちの意見を聞きながら、場合によっては紙と電子化などの方法を含めて検討していきたいと答えています。また、「ふれあい運動推進事業」の数値目標については、次期宇部市教育振興基本計画を策定する際に、これも同様に検討するようお答えしています。

事 務 局：メディアコントロールに対する家庭の関わり方についての意見がありました。保護者のメディアコントロールへの考え方が、子どもに対し非常に大きく作用する部分でありますので、貴重なご意見としていただきました。

教 育 長：はい。ありがとうございました。この点検評価は、ご承知のとおり宇部市教育振興基本計画に則り評価していますが、令和4年度から8年度までの計画年です。令和9年度からは、次の第3期宇部市教育振興基本計画になりますので、来年度8年度に、次期計画は策定していきます。このため、来年度は皆様方からのご意見を伺いながら策定していきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いします。

教 育 長：その他に意見がないようでしたら、議案第11号「教育委員会の事務の点検及び評価について」は承認させていただきます。続きまして「宇部市人権尊重のまちづくり条例について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：6月の教育委員会会議でご報告しておりました「宇部市人権尊重のまちづくり条例」ですが、市議会9月定例会で承認、議決を経て、10月1日から施行となりました。今後は、この条例を基盤として、教育・啓発を進めていくこととなります。また、条例そのものの周知を図り、普及することが、人権尊重の意識を育み、人権意識の高揚を図ることにもつながると考えており、地域や学校における人権学習の場等において、リーフレット等を教材として取り組めるよう、人権・男女共同参画推進課とも連携して、準備をしているところです。

教 育 長：今後は、どのようなリーフレットにするかを作成前に教育委員会会議でお示し

して意見を聞いた方が良いかもしれません。今回のリーフレットは、子どもの教育に関わることなので人権教育課が作成するということですね。

事務局：私の考えでは、小学校低学年向け、小学校高学年・中学生向け、一般向けの3種類を作成しようと思います。各世代別に理解してもらえるよう種類を分ける予定です。

教育長：作業に当たっては、市長部局と連携して作成を進めてください。特に、児童生徒向けのリーフレットについては、教育委員の皆様には作成前に、意見を伺う方が望ましいと思いますのでご検討ください。ほかにご意見ございますか。

教育長：ないようですので、本件について報告を終わりたいと思います。続きまして「小中学校適正規模・適正配置計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局：10月24日に開催しました神原中学校区の第3回地域協議会についてご報告させていただきます。主な議事の内容は、中学校区再編に際して、「兄弟姉妹への配慮」「学校選択制の廃止に関わる周知」等について、今後の対応策を協議しました。次に、主な意見は、学校選択制の廃止により、児童数の変化がおり、神原・琴芝の学童保育に混乱等が生じないよう、十分に配慮してほしい。子どもが減ってからの統合だと意味がないので、クラス替えができるような学校生活を送らせてあげるため、琴芝小学校と神原小学校の統合を少しでも早く進めてほしい。などの意見をいただきました。

続いて、現在藤山中学校区地域協議会において、鶴ノ島小学校、藤山小学校、藤山中学校の2小1中で、新しい小中一貫校の建設場所を協議しているところですが、協議会委員より、県内の小中一貫校の先進事例が知りたいとの意見があり、10月8日に、埴生小中学校を視察させていただきましたので報告します。視察は、藤山中学校区地域協議会委員の8名が参加され、埴生小中学校で、校長先生、教頭先生、山陽小野田市教育委員会、地域の方々からご説明をいただきました。埴生小中学校は、令和2年に、埴生小学校、埴生中学校の1小1中で開校され、令和4年に津布田小学校が統合された児童生徒数が約240人の学校です。視察では、まず校舎を見学させていただいた後に、校長先生や地域の方々から小中一貫校における子どもたちの異学年交流などについて、お話をお伺いしました。協議会委員の中には、小学生と中学生が同じ施設で過ごすことについて、不安を持っていた方もいらっしゃいましたが、埴生小中学校での小学生と中学生の縦割り掃除、読み聞かせなどの異学年交流活動のお話を聞くことで、委員が抱えていた不安が取り除かれました。報告は以上です。

委員：学校選択制廃止について、今後の予定はどうか。

事務局：計画では、令和8年度末（令和9年3月31日）に学校選択制を廃止するとしていますが、地域協議会において学校選択制廃止・中学校区の再編についての課題を整理し、承認を得たいと考えています。先程報告した神原中学校地域協議会では、琴芝地区に学校選択制が設けられており、本来琴芝小学校に入学し、上宇部中学校に進学するところ、選択制により、神原小学校に入学し、神原中学校に進学することができ、多くの琴芝地区の児童が神原小学校に通っていま

す。今後、学校選択制の廃止・中学校区の再編により、一部を除く琴芝地区の子どもたちは、琴芝小学校に入学し、神原中学校へ進学することとなります。

委員：地域協議会で承認が得られないと、学校選択制は廃止できないのですか。

事務局：協議会で課題を抽出・整理して、皆様の承認を得ていきますが、廃止の最終的な決定は、協議会ではなく教育委員会が行うことになります。

教育長：ほかにご意見ございますか。

教育長：ないようですので、本件について報告を終わりたいと思います。続きまして「寄附の報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局：9月の寄附についてご報告します。9月は、2件の寄附がありました。9月1日匿名の方から、平成24年度から通算161回目となる5千円の寄附を交通遺児のためとしていただきました。次に、9月22日 株式会社山口銀行様から6万円の寄附を市内小中学生のためとしていただきました。報告は、以上です。

委員：山口銀行の寄附は、どこの支店からですか。

事務局：山口銀行東新川支店様からのご寄附です。

事務局：補足ですが、今回の寄附は、寄付型私募債を活用しての事例となります。寄付型私募債は、企業が私募債を発行する際に、発行手数料の一部を原資として、企業が指定した寄附先に金融機関が寄附を行うものとなっています。

教育長：ほかにご意見ございますか。

教育長：ないようですので、本件について報告を終わりたいと思います。

教育長：議題については以上になりますが、9月定例市議会が終了したことから事務局から報告をお願いします。

事務局：まず、一般質問として、6名の議員から質問がありました。青谷議員からは、「学校教育における水泳教育について」の質問がありました。次に芥川議員からは、「児童・生徒のサングラス着用について」の質問がありました。次に荒川議員からは、「小中学校の設備・備品・消耗品・修繕等について」の質問がありました。次に眞宅議員からは、「宇部市立小中学校の校則見直しについて」の質問がありました。次に笠井議員からは、「小中学校へ通う外国人労働者の子どもへの日本語支援について」の質問がありました。最後に三好議員からは、「学校給食について」質問がありました。続いて、議案を提出していた「物品購入の件(タブレット端末機器一式)」については、原案通り可決されました。続いて、補正予算案を提出していた「見初小中学校体育館改修工事の770万円の増額補正」、「特別支援教育「青い鳥基金」積立金の100万円の増額補正」を含む教育委員会関連の補正予算についても、原案通り可決されました。

教育長：ありがとうございます。他にご意見等なければ、以上をもちまして、本日の会議を終了します。